

改 正 後	現 行
	<p>から⑤まで、⑦、⑧を参照されたい。</p> <p>(6) 準用(基準第 64 条)</p> <p>基準第 64 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条、第 26 条(第 4 項及び第 5 項を除く。)から第 34 条まで、第 36 条、第 38 条から第 41 条まで、第 43 条から第 47 条まで、第 48 条第 1 項、第 49 条から第 52 条まで及び第 54 条の規定は、<u>指定医療型児童発達支援の事業に準用されるものであることから、第 3 の 3 の(2)から(11)まで、(13)、(15)から(23)まで、(25)、(27)から(31)まで、(33)から(41)まで及び(43)を参照されたい。</u></p>
第五 放課後等デイサービス	第五 放課後等デイサービス
3 運営に関する基準	<p>1 人員に関する基準</p> <p>指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)の場合と同趣旨であるため、第三の 1 の(1)及び(3)を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)の場合と同趣旨であるため、第三の 2 を参照されたい。</p>
<p>(1) 利用定員(基準第 69 条)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(1)を参考されたい。</p> <p>(2) 通所利用者負担額の受領(基準第 70 条)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(12)を参考されたい。</p> <p>(3) 準用(基準第 71 条)</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用定員(基準第 69 条)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(1)を参考されたい。</p> <p>(2) 通所利用者負担額の受領(基準第 70 条)</p> <p>指定児童発達支援の場合と同趣旨であるため、第三の 3 の(12)を参考されたい。</p> <p>(3) 準用(基準第 71 条)</p>

改 正 後	現 行
<p>基準第 71 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条、第 51 条第 1 項及び第 52 条から第 54 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の 3 の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。この場合、(15)及び(16)中「児童発達支援ガイドライン」とあるのは「放課後等デイサービスガイドライン」と読み替えるものとする。</p>	<p>基準第 71 条により、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条、第 51 条第 1 項及び第 52 条から第 54 条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業に準用されるものであることから、第三の 3 の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(35)まで、(37)から(39)まで、(40)の①及び(41)から(43)までを参照されたい。この場合、(15)中「<u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める児童発達支援ガイドライン(平成 29 年 7 月 24 日障発 0724 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</u>」とあるのは「<u>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める放課後等デイサービスガイドライン(平成 27 年 4 月 1 日障発 0401 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>(1) 設備について</p> <p>共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の 4 の(4)を参照されたい。</p> <p>(2) 準用(基準第 71 条の 3)</p> <p>① 基準第 71 条の 3 により、第 7 条、第 8 条、第 12 条から第 22 条まで、第 24 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条まで、第 51 条第 1 項、第 52 条から第 54 条の 4 まで、第 65 条及び第 70 条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用されるものであるから、第三の 1 の(3)、3 の(2)から(11)まで、(13)から(19)まで、(21)、(23)から(35)まで、(37)か</p>

改 正 後	現 行
	<p>ら(39)まで、(40)の①、(41)から(43)まで、4の(1)から(3)を参照されたい。</p> <p>② ①で準用される基準第27条で定める放課後等デイサービス計画については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第3の4の(5)の②を参照されたい。</p> <p>③ ①で準用される基準第37条第4号及び第39条については、共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(5)の③を参照されたい。</p> <p>(3) その他の共生型サービスについて 共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(6)を参照されたい。</p> <p>(4) その他の留意事項 共生型児童発達支援と同趣旨であるので、第三の4の(7)を参照されたい。</p> <p>5 基準該当通所支援に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数(基準第71条の3) 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の5の(1)を参照されたい。</p> <p>(2) 設備(基準第71条の4) 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の5の(2)を参照されたい。</p> <p>(3) 利用定員(基準第71条の5) 基準該当児童発達支援事業所の場合と同趣旨であるため、第三の5の(3)を参照されたい。</p>

改 正 後	現 行
<p>第六 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>基準第 71 条の 8 は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や指定居宅訪問型児童発達支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</p> <p>なお、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に 3 年以上従事した者とする。</p>	<p>(4) 準用(基準第 71 条の 6)</p> <p>基準第 71 条の 6 により、第 7 条、第 12 条から第 22 条まで、第 25 条第 2 項、第 26 条から第 30 条まで、第 32 条、第 34 条から第 45 条まで、第 47 条から第 50 条まで、第 51 条第 1 項及び第 52 条から第 54 条まで、第 54 条の 10 から第 54 条の 12 まで、第 65 条及び第 70 条(第 1 項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の 1 の(3)、3 の(2)から(11)まで、(14)の②、(16)から(19)まで、(21)、(23)から(35)まで、(37)から(43)まで((40)の②を除く。)、第三の 5 の(5)から(7)までを参照されたい。</p> <p>第六 居宅訪問型児童発達支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>基準第 71 条の 8 は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者の員数を規定したものであるが、特に以下の点について、留意すること。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所における従業者の員数については、各地域における指定居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や指定居宅訪問型児童発達支援の業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。</p> <p>なお、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理<u>指導</u>担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に 3 年以上従事した者とする。</p> <p>2 設備に関する基準</p>